

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(国土交通省)

事業名	河川・海岸津波対策等		担当部局庁	水管理・国土保全局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度～27年度		担当課室	河川計画課・河川環境課・治水課 砂防計画課・保全課・海岸室・防災課		各課室長(池内、小池、森北、森山、大野、五十嵐、野田)	
会計区分	社会資本整備事業特別会計(治水勘定) 一般会計		施策名	水害・土砂災害の防止・減災を推進する 津波・高潮・浸食等による災害の防止・減災を推進する 等			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	河川法、砂防法、海岸法 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 等		関係する計画、 通知等	東日本大震災からの復興の基本方針 等			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度 以内)	東日本大震災の発生を踏まえ、被災地の復旧・復興等を強力に推進するとともに、東日本大震災を教訓として、災害に強い社会基盤整備をはじめとする国民生活の安全・安心の確保に向けた取組を緊急に進める。						
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	被災地における復旧・復興のため、被災した堤防等の復旧、堤防嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、堤防・水門等の耐震・液状化対策、被災地復興に不可欠な重要交通網等を保全する土砂災害対策を実施する。また、大規模な津波や洪水等の発生時においても、重要な河川管理施設の機能を適切に発揮させるための施設の耐水化、予備電源確保等を実施する。 さらに、今後発生することが想定されている東海、東南海・南海地震等への対応等、全国的に緊急を要するこれらの対策を進める。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計		
	-	257,425	-	278,418	535,843		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度 (年度)				
・平成23年度に全ての地区海岸(416地区海岸)において、復旧する施設の概要計画策定※を目指す。 (※概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。) ・平成23年度に約3割の地区海岸(131地区海岸/416地区海岸)において、本復旧の工事着工※を目指す。 (※工事着工とは、復旧工事の工事契約をもっていう。) ・国管理河川は、平成24年出水期(6月頃～)までに、被災前と同程度の安全水準(沈下・液状化対策を含む)まで本復旧を完了 ・県管理河川は、平成24年出水期(6月頃～)までに、本復旧を完了(全1,023箇所※中、595箇所)(※一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる) ・緊急的な土砂災害対策18箇所、重要な保全対象を有し地盤が緩んでいる箇所の緊急的な対策24箇所は平成23年度内を目途に実施。			活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み		復旧する施設の概要計画策定(海岸) 地区海岸 416 本復旧の工事着工(海岸) 地区海岸 131 本復旧完了箇所(国管理河川) 箇所 2115 (H24出水期まで) 本復旧完了箇所(県管理河川) 箇所 595 (H24出水期まで) 緊急的な土砂災害対策等 箇所 42		
単位当たりコスト	-		(円/)	算出根拠	-		
事業所管部局による点検							
項目				内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				被災地の復旧・復興や、東日本大震災を教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための施策であり、「東日本大震災からの復興の基本方針」における施策の考え方等と整合を図っている。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				被災地から津波等で被災した堤防の早期復旧等の要望があり、被災地復興にあたって優先度が高い事業である。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				学識者等からなる「東北地方太平洋沖地震を踏まえた河口堰・水門等技術検討委員会」等を踏まえて、早急に実施すべき効果的な事業を実施。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				「海岸における津波対策検討委員会」において設計津波の水位の設定にあたっては施設整備の費用等を考慮することとしており、これらを踏まえて、効果的な堤防高を定めて事業を実施。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				河川法等により、適切な役割分担のもと、事業を実施するとともに、仙台湾南部海岸については、「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」に基づき、国が事業を実施。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				海岸関係省庁による設計津波の水位の設定方法等に係る通知文書等を踏まえ、海岸や河川における堤防高の整合を図るとともに、関係者で連携を図り、計画的に事業を実施することとしている。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				復興施策の事業計画を公表し、それに基づき、適切な進行管理を行っている。また、災害査定の大規模な簡素化等、事業の迅速な着手・執行に努めている。			

注1.「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2.「単位当たりコスト」欄については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × × (円/))」などと記入すること。

注3.「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。